

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年4月12日（令和5年（行個）諮問第101号）

答申日：令和5年11月6日（令和5年度（行個）答申第107号）

事件名：本人に対する障害等級認定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成31年特定月日に被災した業務災害に関し、特定労働基準監督署長が障害等級の認定を行う際に作成した調査復命書及び添付資料一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年10月12日付け岡労発基1012第3号により岡山労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

かかりつけ医の意見は最も重要であると思われるにもかかわらず、そのすべてが黒塗りされています。開示をお願いします。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和4年9月13日付け（同日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が部分開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和5年1月11日付け（同月12日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「請求人の障害等級認定にかかる調査結果復命書文書一式」に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法78条2号該当性

(ア) 文書1の②、2の①、3の①及び4の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、署名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報は、法78条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 文書3の②の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容である。これらの情報が開示された場合には、当該医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法78条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 文書1の①、2の②及び3の③の不開示部分は、本件労災請求に係る処分に関連して、特定労働基準監督署の調査官等が行う事務であって、審査請求人以外の第三者のみに係る事務について記載した内容等である。これらの情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものには当たらないが、開示することにより、審査請求人以外の第三者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法78条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法78条7号柱書き該当性

(ア) 文書3の②の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、医師が審査請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することをちゅうちょし、公正で適確な労災認定を実施していく上で

必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、当該情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 文書1の①、2の②及び3の③の不開示部分は、本件労災請求に係る処分に関連して、特定労働基準監督署の調査官等が行う事務であって、審査請求人以外の第三者のみに係る事務について記載した内容等である。これらの内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(ウ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災補償業務を実施していくことが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条7号柱書きにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求について、原処分は妥当であり、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年4月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同年10月19日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法78条2号及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、審査請求人は、審査請求書(上記第2の2)において、かかりつけ医の意見は最も重要であると思われるにもかかわらず、その全てが黒塗

りされているとしており、不開示部分の一部の開示を求めているようにも解し得るが、当該部分に限定する趣旨かどうか必ずしも明瞭とはいえないことから、以下においては、諮問庁が不開示とすべきとしている部分の全てについて判断することとする。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1及び通番4

(ア) 通番1は、調査復命書の「調査内容」欄に記載された、本件労災請求事案に関する特定会社の回答である。当該部分は、下記(イ)において開示すべきこととしている保有個人情報から推認できる内容であると認められる。

(イ) 通番4は、特定会社が特定労働基準監督署からの照会に対する特定会社の回答書の記載の一部である。当該部分は、審査請求人の保険金等の支払や示談に関する情報であり、審査請求人が以前から承知している情報であると認められる。

当該各部分は、法78条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報は含まれていない。また、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該各部分は、法78条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番3

(ア) 当該部分（下記(イ)を除く。）は、特定会社が審査請求人に通知した同人の自動車損害賠償責任保険についての通知であり、特定会社の社員の印影が押印されている。当該印影は、当該通知を収受している審査請求人が知り得る情報であると認められる。

(イ) 当該部分は、特定会社が特定労働基準監督署からの照会に対する特定会社の回答書に記載された特定会社の社員の氏名及び印影である。当該部分は、原処分において既に開示されている情報、又は、上記(ア)において開示すべきこととしている保有個人情報から、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

これらの部分は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該各部分は、法78条2号に該当せず、開示すべきである。

ウ 通番5は、特定医療機関のレセプトに記載された審査請求人の親族

の続柄である。

当該部分は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法78条2号該当性

通番2は、平均賃金算定内訳の枠外に、通番3は、特定会社が審査請求人に通知した同人の自動車損害賠償責任保険についての通知に、通番5は、岡山労働局医員の意見書、特定労働基準監督署からの照会に対する特定会社の回答書及び同特定労働基準監督署から特定会社に発出した照会文書に、通番8は、審査請求人の主治医の意見書及び岡山労働局労災医員の意見書に、それぞれ記載された審査請求人以外の氏名、署名及び印影等である。

当該各部分は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該各部分のうち審査請求人の主治医の氏名は、審査請求人が知り得る情報であると認められるが、その署名及び印影についてまで開示する慣行があるとは認められず、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、法78条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該各部分のうち地方労災医員の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、その署名及び印影についてまで開示する慣行があるとは認められず、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、法78条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

これらの部分は個人識別部分であることから、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該各部分は、法78条2号に該当し、不開示とする

ことが妥当である。

イ 法78条2号及び7号柱書き該当性

(ア) 通番4は、特定労働基準監督署からの照会に対する特定会社の回答書に記載された当該事故に関する特定会社の見解や当該見解に対する特定労働基準監督署の調査官等による補足である。

(イ) 通番6は、調査復命書の「調査内容」欄に記載された審査請求人の主治医からの聴取内容である。

(ウ) 通番7は、調査復命書の「調査内容」欄に記載された、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たって調査した結果及び特定会社が特定労働基準監督署からの照会に対する特定会社の回答である。

これらの部分は、これを開示すると、審査請求人以外の第三者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。加えて、審査請求人以外の第三者が心理的に大きな影響を受け、審査請求人以外の第三者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、法人側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあり、開示することにより、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該各部分は、法78条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号及び文書名		2 原処分における不開示部分			3 2欄のうち開示すべき部分
		該当箇所	法78条各号該当性	通番	
1	調査復命書①	① 4頁不開示部分	2号, 7号 柱書き	1	全て
		② 21頁氏名	2号	2	—
2	自賠責保険資料	① (氏名・印影) 1頁, 3頁(印影) 5頁	2号	3	(ア) 5頁印影, (イ) 3頁「責任者氏名」欄の氏名・印影
		② 1頁ないし4頁 不開示部分(①を除く。)	2号, 7号 柱書き	4	1頁項番1, 項番3及び項番4, 2頁, 3頁項番1, 項番3(枠の下の手書き部分は除く。)及び項番4, 4頁
3	調査復命書②	① (署名・印影) 4頁(氏名)7頁, 45頁ないし46頁	2号	5	7頁
		② 28頁医師意見	2号, 7号 柱書き	6	—
		③ 41頁, 43頁, 45頁不開示部分(①を除く。)	2号, 7号 柱書き	7	—
4	医療関係資料	1頁, 5頁署名・印影	2号	8	—